

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

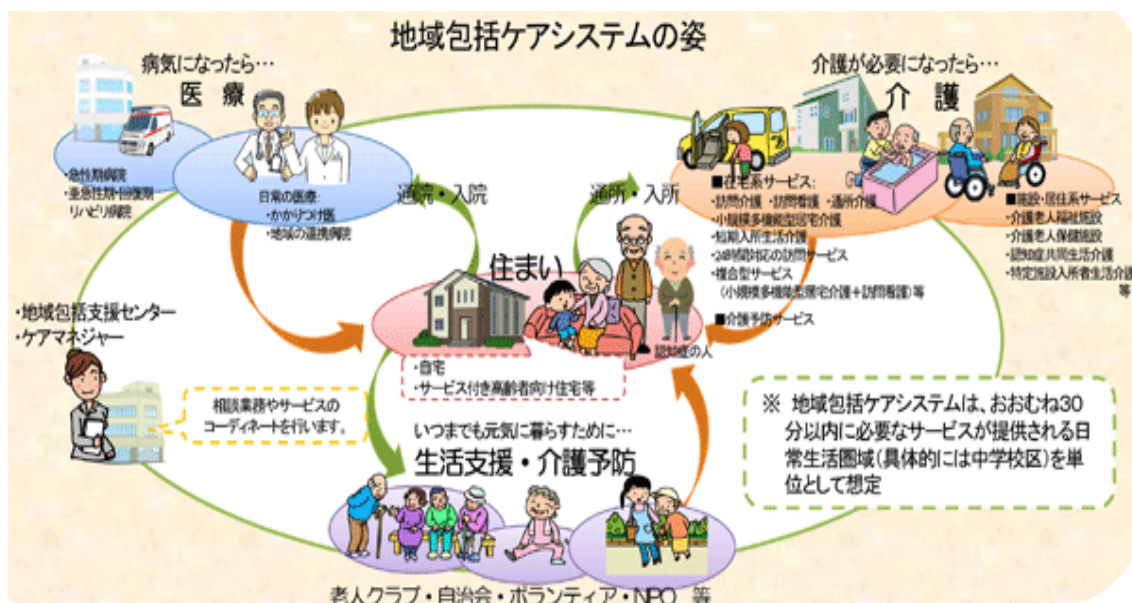
本村では、昭和22年から24年生まれのいわゆる「団塊の世代」に生まれた人が75歳以上になる令和7年（2025年）には、高齢化率は48%に達し、2人に1人が高齢者となると推定されています。

このような「本格的な超高齢社会」において、いくつになっても健やかに生きがいを持って活動的に住み慣れた地域で生活できるよう、三原村においては第1期介護保険事業計画策定時からこれまで、

- ①健康的で安心できる高齢者の過ごしやすいむらづくり
- ②ふれあいと活力ある交流のむらづくり
- ③生涯を通して生きがいのあるくらしづくり

これら3点を掲げて実践しており、「健康とふれあいに満ちた活力あるむらづくり」を理念とし、介護予防や自立支援に係る事業を進めてきました。

第9期計画においても前計画の目標を継承しつつ、生涯を通じて、住み慣れた地域で社会とつながり、安心して暮らすことができるよう、医療・介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。



2 基本方針

本計画の基本理念と国の基本方針を踏まえ、下記の方針を掲げます。

1 介護保険サービスの基盤整備

高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らすことを支援する、介護サービス基盤の整備が必要とされます。また高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた家庭や地域社会で生活できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業や居宅サービス及び地域密着型サービスに重点を置いた整備を推進するとともに、在宅での生活を維持することが困難な要介護者に関しては、地域における入所施設の整備を促進します。

また、効率的な給付の利用を推進するために介護給付費の適正化を実施していきます。

2 介護予防事業と健康づくり事業の充実・推進

介護予防の取り組みとして、介護認定軽度者や要支援要介護状態になる前の方を対象に予防給付として実施されるものと、生活習慣病予防など保健事業として実施されているサービスとを一貫性をもって継続的に提供されるよう、保健・医療・福祉の関係機関と連携し、健康づくりや疾病予防の取り組みを強化します。

3 包括的支援事業・任意事業の推進

介護が必要となっても、本人の意思が尊重され、できる限り良い環境の中で暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉・地域の方などの各関係者が協力を行い適切な支援の提供が出来る体制作りを行います。

4 社会参加と生きがいづくりの推進

明るく活力ある社会を確立するため、高齢者が社会を支える大切な一員としての意欲をもちつづけ、自らの知識や経験を活かすことができる機会に恵まれることが必要です。

そのため、世代間交流機会の拡充、ボランティア活動による社会貢献など高齢者の意欲を活かすことのできる施策を推進します。

5 災害・感染症に対する備え

南海トラフ地震や大型台風等の災害や新型コロナウイルス等の感染症に備え、日頃から介護事業所と連携し、訓練の実施や普及啓発などを行うことが必

要です。

平時からの事前準備として、それぞれに関する具体的な計画の策定や備蓄品・代替サービスの確保に向け、県や保健所、医療機関との連携した体制整備を行います。

3 施策の体系表

